

# 農地中間管理事業

## 農地中間管理事業とは

県知事が指定した農地中間管理機構（群馬県農業公社）が、農地の中間的受け皿となり、農地を貸したい人（出し手）から農地を借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を図る担い手農家（受け手）へ農地を貸し付ける制度です。

## 農地中間管理事業のしくみ

出し手  
農地所有者



※市街化区域以外にある田・畑等が対象です。

高齢で農業をやめたいけれど、大切な農地を荒らすわけにはいかない。

相続した農地を誰かに貸したい。

受け手  
借受者



地域内の農地を借りて規模を拡大したい。

バラバラな農地をまとめたい。

地域の話し合い（地域計画（地域農業の将来のあり方+目標地図）の作成・見直し等）

マッチング

連携 協力

市町村、農業委員会、JA等

賃料

公社へ貸付け

公社から借受け

群馬県農業公社  
農地中間管理機構

借りたい農地のある市町村、農業委員会に相談してください。

農地の貸し借りの手続きを行っています。

◆公社への貸付期間は原則10年以上です。（5年まで短縮可）

### 農地の借り入れ

出し手（農地所有者）による農用地利用集積等促進計画等への同意（記名・押印）、県の認可・公告当を経て、公社が借り入れます。

### 農地の貸し付け

受け手（借受け者）による農用地利用集積等促進計画等への同意（記名・押印）、県の認可・公告等を経て、公社を通して貸し付けられます。

# ●農地の貸し借りにおいて出し手（地権者）や受け手（担い手農家）が行うべきこと

令和5年度より法律の一部改正が行われ、農地中間管理事業を活用するには**地域計画**を作成の上、地域計画に伴う農地の貸し借りの契約を農地中間管理機構が行います。

このため、**地域計画（地域農業の将来のあり方＋目標地図）**を作成するにあたり、**出し手（地権者）と受け手（担い手農家）**が積極的に地域計画策定のための協議の場に参加し、**土地の貸出し希望や借受け希望等の意見をあげていくことが必要**となります。

## 地域計画とは？ 地域計画の策定とは？

その地域の農業の将来の在り方等について、**農業者、農業委員会、農地中間管理機構、JA、土地改良区**などによる協議の場を市町村は地域ごとに設け、その協議結果を踏まえて、その地域における**農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）**を策定。

地域計画は、令和5年4月1日から2年以内（令和7年3月末まで）に策定。（基盤法18～20）

## 地域計画（目標地図）の作成とは？

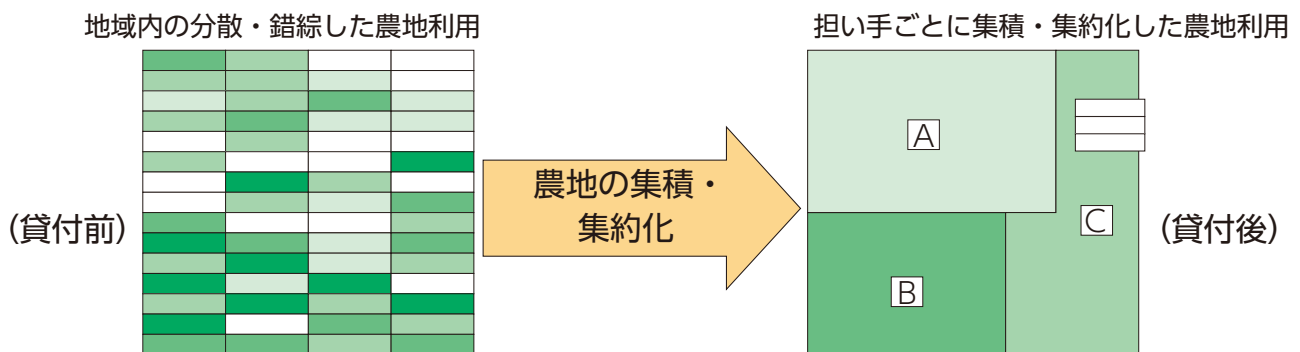
農業委員会は、**農業者の意向等の情報を勘案して**、農地中間管理機構、JA、土地改良区等の関係者の協力を得て、**目標地図の素案を作成し、市町村に提出**。

目標地図には**農業を担う者ごと**に利用する農用地等を定めて表示。

### 【農地中間管理事業活用の効果】 .....

- 担い手への農地の集積と分散している農地の集約化
- 新規参入の促進
- 未活用農地の有効活用

### 集約化のイメージ



農地の集積・集約化で農作業の効率化やコスト削減が可能、規模拡大による生産効率上がる。

# 農地中間管理事業活用のメリット

## 農地を貸したい方（出し手）

- 公的機関なので安心して農地を貸すことができます。
- 貸付期間満了後、農地は確実に戻ります。継続して貸付することもできます。
- 賃料が口座振込により確実に公社から支払われます。
- 一定の要件を満たせば「機構集積協力金」の交付対象になります。

## 農地を借りたい方（受け手）

- 長期に安定した農地の借入れができます。
- 賃料は、公社がまとめて出し手に支払うので事務が一本化できます。
- 農地の集約化により、経営の効率化につながります。
- 認定農業者であれば、スーパーL資金が5年間無利子になります。

## 機構集積協力金（令和5年度）

### 地域に対する支援

### 個々の出し手に対する支援

#### 地域集積協力金

地域で公社にまとまった農地（地域全体の農地の2割超）を貸し付けた場合、その地域に対して協力金が交付されます。

#### 集約化奨励金

農地バンクからの転貸又は農地バンクを通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対して、奨励金が交付されます。

#### 経営転換協力金

農業をリタイアする方、農地を相続したが農業ができない方等が農地を10年以上公社に貸し付け、その農地が受け手に貸し付けられたとき。

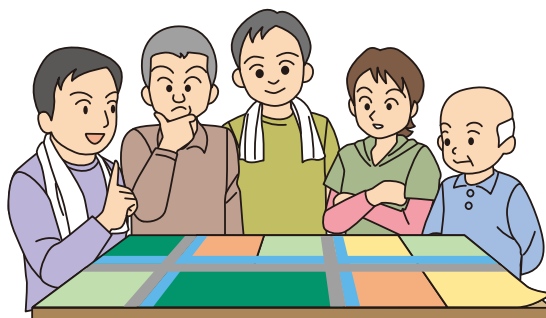
機構集積協力金の要件・交付単価などは、県又は農地が所在する市町村にお問い合わせください。

## 農地中間管理事業で借り受ける農地

- 市街化区域以外にある田・畑等であること
- 農用地の利用の効率化及び高度化に資すると見込まれるものであること
- 再生不能と判断される遊休農地など著しく利用が困難でないもの
- 当該農地の存する地域に十分な借受希望者が確認でき、貸し付ける可能性が著しく低い農地でないこと
- 農用地等の賃料が、農業委員会が提供を行っている賃料情報等から見て適切であること

※公社の借受期間は、原則として10年以上とします。

※原則として、公社が借り受けて、2年間を経過しても借受希望者が見つからない場合は、出し手に農地をお返しします。



## 農地中間管理事業の受付窓口

### 1. 農地中間管理機構

組織名・担当部署	住 所	連絡先
公益財団法人 群馬県農業公社	前橋市総社町総社 2326-2	027-251-1220

### 2. 県

組織名・担当部署	住 所	連絡先	
群馬県	農政部農業構造政策課経営基盤係	前橋市大手町一丁目1番1号	027-226-3022
	中部農業事務所農業振興課農政係	前橋市上細井町 2142 番地 1	027-233-2045
	西部農業事務所農業振興課農政係	高崎市台町 4 番地 3	027-322-0539
	吾妻農業事務所農業振興課農政係	中之条町大字中之条町 664 番地	0279-75-2311
	利根沼田農業事務所農業振興課農政係	沼田市薄根町 4412 番地	0278-23-0188
東部農業事務所農業振興課農政係	太田市西本町 60 番地 27	0276-31-3824	

### 3. 市町村

組織名・担当部署	住 所	連絡先	
前橋市	農業委員会	前橋市大手町二丁目12番1号	027-898-6733
高崎市	農林課	高崎市高松町35番地1	027-321-1317
桐生市	農業振興課農業振興係	桐生市織姫町1番1号	0277-46-1111
伊勢崎市	農政課	伊勢崎市今泉町二丁目410番地	0270-27-6272
太田市	農業政策課	太田市新田金井町29番地(新田庁舎)	0276-20-9714
沼田市	農林課農業振興係	沼田市下之町888番地	0278-23-2111
館林市	農業委員会	館林市城町1番1号	0276-47-5171
渋川市	農政課	渋川市石原80番地	0279-22-2593
藤岡市	農政課農業振興係	藤岡市中栗須327番地	0274-40-2304
富岡市	農林課農業振興係	富岡市富岡1460番地1	0274-62-1511
安中市	農林課農林振興係	安中市松井田町新堀245番地(松井田庁舎)	027-393-7071
みどり市	農林課農政係	みどり市大間々町大間々1511番地(大間々庁舎)	0277-76-1937
榛東村	産業振興課	榛東村大字新井790番地1	0279-54-2211
吉岡町	産業観光課(農業委員会)	吉岡町大字下野田560番地	0279-54-3111
上野村	振興課	上野村大字川和11番地	0274-59-2111
神流町	産業建設課農業係(農業委員会)	神流町大字万場90番地6	0274-57-2111
下仁田町	農林課農業係(農業委員会)	下仁田町大字下仁田682	0274-64-8806
南牧村	振興整備課産業係	南牧村大字大日向1098番地	0274-87-2011
甘楽町	産業課農林係	甘楽町大字小幡161番地1	0274-64-8319
中之条町	農林課(農業委員会)	中之条町大字中之条町1091番地	0279-75-8813
長野原町	農林課(農業委員会)	長野原町大字長野原1340番地1	0279-82-3035
嬬恋村	農林振興課(農業委員会)	嬬恋村大字大前110番地	0279-96-1256
草津町	総務課(農業委員会)	草津町大字草津28番地	0279-88-0001
高山村	農林課(農業委員会)	高山村大字中山2856番地1	0279-63-2111
東吾妻町	農林課(農業委員会)	東吾妻町大字原町1046番地	0279-68-2111
片品村	農林建設課(農業委員会)	片品村大字鎌田3967番地3	0278-58-2113
川場村	田園整備課農政係	川場村大字谷地2390番地2	0278-52-2111
昭和村	産業課農政係	昭和村大字糸井388番地	0278-24-5111
みなかみ町	農林課農地利用係	みなかみ町大字月夜野938番地1	0278-62-3644
玉村町	経済産業課	玉村町大字下新田201番地	0270-64-7709
板倉町	産業振興課	板倉町大字板倉2682番地1	0276-82-1111
明和町	産業環境課農政係	明和町大字新里250番地1	0276-84-3111
千代田町	産業観光課農政係	千代田町大字赤岩1895番地1	0276-86-7005
大泉町	農業振興課農業振興係	大泉町大字日の出55番地1	0276-63-3111
邑楽町	農業振興課農政係	邑楽町大字中野 2570 番地 1	0276-47-5025

### 4. その他

組織名・担当部署	住 所	連絡先	
J A 前橋市	営農部	前橋市江木町 770 番地 1	027-261-3832
J A 佐波伊勢崎	営農支援課	伊勢崎市連取町 3096 番地 1	0270-27-3030
J A 邑楽館林	営農対策課	館林市赤生田町 847 番地	0276-74-5111
群馬用土土地改良区		前橋市古市町 406 番地	027-251-0019
赤城大沼用水土地改良区		前橋市富士見町田島 240 番地	027-288-6114
上細井中西部土地改良区		前橋市富士見町田島 240 番地	027-288-3200
赤城西麓土地改良区		渋川市赤城町津久田 4204 番地 7	0279-56-7755
公益財団法人 玉村町農業公社		玉村町大字福島 471 番地	0270-64-3122
松義台土地改良区		安中市松井田町新堀 245 (松井田庁舎)	027-393-7073
牛の平土地改良区		片品村大字鎌田 3967 番地 3	0278-58-2111
邑楽土地改良区		板倉町大字海老瀬 6122 番地	0276-82-0518

(令和5年4月作成)



農業公社  
YouTube  
チャンネル

## 公益財団法人 群馬県農業公社 群馬県農地中間管理機構

〒 371-0852 群馬県前橋市総社町総社 2326-2 (群馬県蚕糸技術センター内)  
TEL:027-251-1220 FAX:027-251-0677 URL:<http://www.gnk.or.jp/>



農業公社 HP